平成２３年（フ）第４６１号
埼玉県飯能市大字双柳1026番地３　小川ハイツ101、前住所埼玉県川越市脇田新町４番地18　カインドステージ川越406号
債務者　鈴木　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４６８号
埼玉県入間市大字南峯318番地６
債務者　菊池ルミ子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８８号
埼玉県所沢市南住吉17番21号　ハイツ吾妻Ａ－202、前住所埼玉県所沢市緑町４丁目12番９号　第２ロイヤルハイツ207
債務者　中島　羊一
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９４号
埼玉県富士見市渡戸３丁目７番５号　トライアングルインホシノ103
債務者　内添　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１４号
埼玉県所沢市小手指町４丁目22番の１　パビリオン小手指101
債務者　飯塚美由紀
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１６号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3010番地の１　ヴィラパルステージ１―106
債務者　千葉　胤和
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５１８号
埼玉県川越市南台３丁目９番地７　ダイアパレス川越南台103号室
債務者　鈴木めぐみ
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２１号
埼玉県坂戸市溝端町９番地　９―302
債務者　森　美千子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２６号
千葉県東金市西福俵69番地14
債務者　小林眞寿美（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３号
千葉県銚子市三軒町11番地の26
債務者　稲村　雅美
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４号
千葉県匝瑳市大寺533番地１
債務者　林　　香里（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６７号
静岡県沼津市大岡1561番地の１　サーパス大岡日吉町703号
債務者　千田　雄治
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
静岡県駿東郡小山町竹之下1016番地の１　ニューシティ足柄206号、前住所静岡県駿東郡小山町吉久保84番地の１　町住吉久保北団地36
債務者　髙杉　美奈
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
静岡県三島市東大場２丁目19番地の26
債務者　大石　浩司
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
静岡県熱海市小嵐町８番11号　県営上小嵐団地45号
債務者　山田　静香
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
静岡県伊豆の国市浮橋348番地
債務者　奥村　正人
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係